

# 平成30年度三沢市店舗等 ユニバーサルデザイン推進補助金

市では、市内店舗等におけるユニバーサルデザイン改修工事及び物品購入に対して、補助金を交付します。概要は、以下の通りです。

ユニバーサルデザインとは、文化、言語、国籍、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、誰にとっても使いやすい施設や製品のことを言います。

|      |   |
|------|---|
| 対象店舗 | 三沢市内において、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む店舗が対象です。   |
| 対象者  | 次の要件全てに該当する方が対象となります。<br>①市内で自ら営む店舗等の所有者又は使用者<br>②市町村税や公共料金を滞納していないこと。  |
| 改修工事 | 市内業者（市内に本社・本店を有する事業者または住民登録をしている個人事業者）が施工する、工事費2万円以上の改修工事が対象。<br>店舗等を訪れる不特定多数の市民や来客が使用・利用する施設・設備が対象となります。（工場や事務所部分等は対象外）<br>①廊下・通路等の段差解消、手すりの設置、床の滑り防止又は点字ブロックの設置工事<br>②通路又は開口部の拡幅工事<br>③和式便器から洋式便器等への取替工事<br>④点字や複数の外国語への対応工事<br>⑤その他、対象施設における移動の円滑化、安全性の向上及び市民の社会参加促進に寄与するものとして認める工事<br>※「建物リフォーム等事業費補助金」など、市の他の補助金制度等との併用はできません。 |
| 物品購入 | 店舗等を訪れる不特定多数の市民や来客が使用・利用する施設・設備に関する、筆談ボード・折り畳み式スロープ・車いすなどの備品が対象となります。（工場や事務所部分等は対象外）  |
| 申請受付 | 【申請受付期間】平成30年7月2日～<br>※申込みが予算額に達したときは、申請受付を終了します。<br>※交付決定前に着工済み及び完了している改修工事、発注済み及び購入済みの物品は対象となりません。<br>◆お問合せは政策調整課オリンピック・パラリンピック推進室まで<br>（53-5111内線541、542）  |

裏面は、申請等の手続きについて記載しています。

## 申請等の手続きについて

### 補助金交付申請

三沢市店舗等ユニバーサルデザイン推進補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添付して申請してください。

申請書をお預かりした後に、改修工事場所や購入する物品、納税状況等について確認を行うとともに、申請書類を審査したうえで、交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。

| 必要な添付書類                        | 改修工事 | 物品購入 |
|--------------------------------|------|------|
| 改修工事計画書（様式第2号）                 | ○    | ×    |
| 見積額又は代金のわかる書類                  | ○    | ○    |
| 改修計画図その他改修方法を示す図書              | ○    | ×    |
| 改修工事着工前の現況写真                   | ○    | ×    |
| カタログ等の写し                       | ○    | ○    |
| 工事実施同意書（対象施設が自己所有でない場合）（様式第3号） | ○    | ×    |
| 納税証明書                          | ○    | ○    |

※改修工事と物品購入で、提出する書類が異なります。その他、必要に応じて追加資料（商業登記簿謄本など）の提出を求める場合があります。

### 事業実績報告

三沢市店舗等ユニバーサルデザイン推進補助金実績報告書（様式第6号）に、以下の書類を添付して、実績報告を行ってください。

- ・領収書の写しなど代金の支払いが証明できる書類
- ・改修工事施工箇所の写真（改修工事の場合）

※上記以外の資料の提出を求めることがあります。また、現地調査を行うことがあります。

※実績報告書は、事業完了から30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い期日までに、提出してください。

※補助金は、交付額の確定後に精算払いとなります。

### 申請・問合せ先

政策調整課 オリンピック・パラリンピック推進室（市役所2階）

電話：0176-53-5111（内線）541、542

FAX：0176-52-5656

MAIL：msw\_seisaku@misawashi.aomori.jp